

服部健一さん 機械工学科 1966 年 3 月卒業



◆ 経 歴

1962 年	武蔵工業大学付属高校卒業
1966 年	武蔵工業大学工学部機械科卒業
1966 年	通産相特許庁審査官
1970 年	全官庁テニス優勝
1972 年	通産省大臣官房企画室 田中角栄首相、中曽根康弘通産大臣に仕える
1979 年	ジョージ・ワシントン大学原子力工学大学院政府留学
1980 年	通産省特許庁調整課調査班長
1982 年	通産省特許庁審判官
1983 年	特許庁退職、日本弁理士登録
1984 年	ワシントン DC のアームストロング・ニカイドー法律事務所 アソシエート
1987 年	米国弁理士試験合格・登録
1988 年	世界知財弁理士テニス大会優勝
1989 年	ジョージ・メイソン大学ロー・スクール卒業 ジュリス・ドクター
1990 年	米国弁理士試験合格・登録
1991 年	アームストロング&クボーチェック LLP 法律事務所パートナー
1991 年	アームストロング・ウェスタマン・服部 LLP 法律事務所 ネームド・パートナー
2003 年	ウェスタマン・服部・ダニエルズ・エイドリアン LLP 法律事務所 シニア・パートナー
2017 年	特許庁長官功労賞を受賞
2024 年	WHDA, LLP 法律事務所顧問パートナー（現職）

◆ 本人コメント

武蔵工大を卒業して特許庁に就職してテニスのプロを目指していたが全官庁ではナンバー1 になったものの、関東社会人では 3 位で終わった。

特許庁で 4 年働いた時に通産本省の大臣官房企画室に抜擢されて、田中角栄首相、中曽根康弘通産大臣の下で通産行政を行い、沖縄返還対策（1972 年）の海洋博覧会、第一次石油危機対策（1973 年）の狂乱物価対策を行い、首相官邸へ行って田中総理と談判したりした。

その業績のために政府留学が許可され、ワシントン DC のジョージワシントン大学で原子力を勉強すると共に、テニスで多くのアメリカ弁護士と知り合った。

そして特許庁審判官となり、38 才になった時、自分の人生の基本は特許、テニス、米国（英語）であると考え特許庁を退職して、40 才になる寸前にワシントン DC にあるアームストロング・ニカイドー特許法律事務所へ転職した。

そして昼働きながら夜学のロースクールに通い、卒業してジュリス・ドクターになり、バーイグザムに合格して日本人初の米国特許弁理士となった。その間にロスアンゼルスで開催された世界知財弁理士テニス大会で優勝し、私の名前は世界の知財弁理士の間で広まり、仕事の上でもかなり役立ったといえる。特許の仕事は英語のみならず技術の理解が重要で、技術は世界語であり、且つ、日本の特許は元々は日本語で記載されているので日本人には有利である。米国に来て 40 年になるので生まれてから日米半々の生活をして来たことになり、余生をどのように発展させるか、過ごすかを考慮中である。

◆ ユニークな経歴として、専門家証人 (expert witness) として働いた代表的な事例を以下に示す。

専門家証人事件

下記の事例は専門家証人として働いた代表的な事例である。専門家証人としての資質は日本特許法、日本特許庁、日本弁理士、米国特許法、米国弁護士、米国弁理士そして日米バイリンガル等の点である。各事件の当事者名（原告、被告、法律事務所等）は英語大文字のみで表記している。

- 1 1990 年 Caruso
 件名： C. v. G. et al. (P.A.C.A.No. 21xx)
 内容： ヘアーカーラー米国特許は日本でも許可されていたか否か？
 後知恵で発明を評価してはならないことを説明するためにコロンブスの卵の話をする。
 結果： 陪審員公判、勝訴評決(1993 年)
- 2 1995 年 F, E, T & F, et al.
 事件名： S.I.B./I.A, Inc. v. F.E.T. & F et al. (S.D.S.C. Case No.6681 xx)
 内容： バイオ技術
 結果： 和解
- 3 1998 年 Hybritech
 事件名： H.I. & B.I. Inc. v. Abbott…
 内容： 癌関係技術
 結果： 仲裁和解
- 4 1999 C.H. L.
 事件名： S.D.C., et al. v. C.H.L.
 内容： ロースクール仲間で米国特許庁審査官だった L 氏の弁護士資格のための証人
 結果： 和解
- 5 2007 WW LLP
 事件名： Inkin (S. v. W.)
 内容：
 結果： 和解
- 6 2008 W, E, M, M & H LLP
 事件名： Target T.C. LLC v. W.A.M. etc
 内容： 材料関係
 結果： 和解

- 7 2008 B, D, B, C& B, PC
 事件名： K.T. E. Inc. v. B.T. Inc., BKI and B.M.H. LLC
 内容： ファイバー技術
 結果： 和解
- 8 2008 A.G.S.H. & F. LLP
 事件名： U.S., Ltd. v. S.C.S., Ltd.
 内容： 情報管理関係
 結果： 和解
- 9 2019 年 P.C. LLP
 事件名： B.N.R., LLC v. C.T., Inc., et al.
 内容： 米国 889 特許と 554 特許の有効性
 結果： 和解
- 10 2019 年 M.W. & E. LLP
 事件名： B.N.R., LLC v. Z. Corp. et al.
 内容： JP598 特許と米国 192 特許の有効性の分析
 結果： 和解
- 11 2019 年 F. & R. P.C.
 事件名： BELL N.R., LLC, v. H.D.CO., LTD., et al.
 内容： JP386 特許と 643 特許の有効性の分析
 結果： 和解

特許訴訟は両サイドの弁護士が主導し、私も訴訟弁護士として働くことは良くあります。しかし、訴因の説明はその特許問題に精通している専門家が両サイドから登場し、特許侵害、有効性等について証言し、裁判官と陪審員はいずれのサイドの専門家証人が正しいかで評決、判決します。

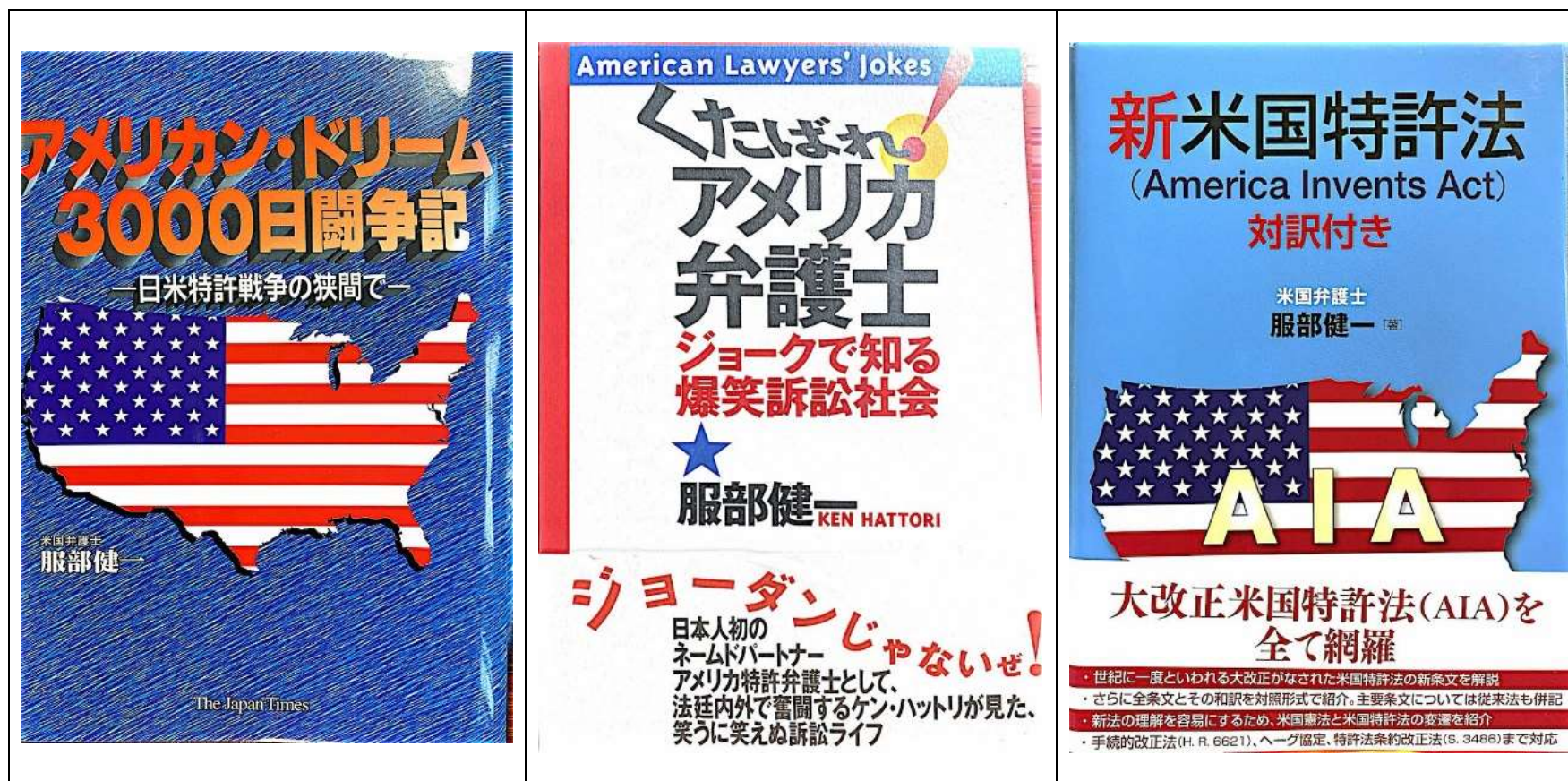
この専門家証人はほとんどの場合、その特許技術に精通している技術者、学者が行いますが、日米両特許問題になると日本特許を理解出来るアメリカ弁護士や技術者はまずいないので日米特許両問題に精通している私が専門家証人として良く採用されます。

そのような訴訟は私のクライアント日本企業ではなく、ほとんどの場合、私が知らない全米の企業で、私の評判を聞いて私にコンタクトして来ます。

添付の事件のリストはそのような事件で私が専門家証人として働いた事件で、これは米国人はまずなれず、日本人でも法廷で英語で証言しなければならないので私以外にはほとんどおらず、その意味でユニークな経歴と言えます。

◆ 著書&写真

- The ITC (1989 年): ジェトロ
- ディスカバリー (1993 年): 発明推進協会
- アメリカ連邦裁判所—民事訴訟手続きと基本法体系 (1993 年): 発明推進協会
- アメリカン・ドリーム 3000 日闘争記—日米特許戦争の狭間で— (1994 年): ジャパンタイムズ
- くたばれアメリカ弁護士—ジョークで知る爆笑訴訟社会 (1996 年): DHC 社
- 知財、この人にきく〈Vol.3〉 (2010 年): 発明推進協会
- 新米国特許法(American Invents Act)対訳付き (2017 年): 発明推進協会





趣味のテニス(元知財高裁裁判長と共に：近影)



新聞各紙に載った主だった経歴記事



「ワシントン DC 在住の知的財産法に関する日本人 第一人者」の記事(The Asia Post : 2003/8/22~8/28)



モニターに写っている方は Yukari Chilnick(1994 経営卒)さん：リポート参加 ペンシルベニア州フィラデルフィア市在住



許事務所(ワシントン DC)に集まった米国支部総会参加者：専門(委)委員長と共に米国インターシップ派遣実習生の体験談ありこのほかに、英国在住澤田耕治(1976 年機械卒)さん、東京から校友会皆川会長ほか 20 名ほどがリモートで参加した



米国インターシップ派遣実習生引率の桃沢准教授(医用工学科：海外インターシップ専門(委)委員長)と共に